

平成27年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月9日 午前10時00分		
	散 会	3月9日 午後3時48分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	10	久 田 浩 也	11	座間味 薫
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	宮 里 晃
	総務課 長	小那覇 安 隆	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経済課 長	島 袋 輝 也			

平成27年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 4 号

平成27年 3 月 9 日（月曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	発 委 第 1 号	今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議 案 第 1 号	今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議 案 第 2 号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議 案 第 3 号	今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議 案 第 4 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議 案 第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
7	議 案 第 6 号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
8	議 案 第 7 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
9	議 案 第 8 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について	質 疑
10	議 案 第 9 号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
11	議 案 第 10 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
12	議 案 第 11 号	今帰仁村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について	質 疑
13	議 案 第 12 号	今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例の制定について	質 疑
14	議 案 第 13 号	今帰仁村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	質 疑
15	議 案 第 14 号	今帰仁村学校給食費徴収に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
16	議 案 第 15 号	今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について	質 疑
17	議 案 第 16 号	今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
18	議 案 第 17 号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	議案第18号	今帰仁村立保育所設置条例の全部を改正する条例について	質 疑
20	議案第19号	今帰仁村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例について	質 疑
21	議案第20号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例について	質 疑
22	議案第21号	今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について	質 疑
23	議案第22号	今帰仁村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例について	質 疑
24	議案第23号	土地の取得について	質 疑
25	議案第24号	土地改良事業の施行について	質 疑
26	議案第25号	指定管理者の指定について	質 疑

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「発委第1号 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第2.「議案第1号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第1号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について。

提案理由、企画部門の強化、子ども・子育て支援の推進を図るため、この議案を提出いたしますと提案理由がありますが、次のページには総務課の次に企画財政課を加えるという形で書かれて、総務課、企画財政課、住民課、福祉保健課、経済課、建設課と教育委員会にも学校教育課と社会教育課とありますが、これは理由のとおり業務が多忙で企画財政課を増設するという事で、課長も一人ふえるのか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例についてということで、ご質疑にあるとおり企画財政課、1課がふえると。増設するという事でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第1号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について。第1条中、総務課の次に企画財政課を加えるということです。これについて、その目的といいますか狙いについてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

改正条例の第1条に、総務課の次に企画財政課を加えるということで、その目的は企画部門の強化ということでございます。新たに、昨今の地方創生の施策を展開するために、企画部門を強化していこうという村長の方針で企画財政課を1課ふやすということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 企画部門の強化が必要だということで、本当にそうだと思います。地方創生が国によって進められていますので、そういう面での確な提案じゃないかと思っています。それから、住民課のほうに環境衛生と公害を福祉保健課から分離して持って行くことの狙い、目的についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ご質疑にもありましたように、福祉保健課から環境衛生部門を住民課に移すということは、今、福祉部

門は健康づくり、ごみ対策、子育て支援とか重複して、他の市町村に比べても非常に大きなウエートを占めて、そこを住民課に環境部門は持って行って、ごみの減量化、有料化に向けて仕事を分けていこうという方針で、住民課のほうに環境衛生部門を移していくということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 では次に、福祉保健課において10番目です。

児童福祉に関することということで、保育所、ただし保育所及び要保護児童関係を除くということでありまして、この福祉課から教育委員会に保育所業務を移動するということだと思っておりますが、その目的ですね、狙いについてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

福祉保健課から保育所業務を教育委員会のほうに移していくということは、昨今、子ども・子育て支援法、新しい支援が発足しまして、これからは幼保連携、幼稚園、保育所連携をした窓口を一本化していこうという大きな目的がありまして、教育委員会のほうに窓口を一本化していくというために、この改正案を出しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第1号について質疑いたしますが、提案理由のほうに子ども・子育て支援の推進を図るためとありますが、そのために新しい課を設置することなんです、具体的に何が問題があるのか、子育て支援について。足りないからふやすんだと思うんですが、これから先の具体策、ビジョンのほうの説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

これから平成27年度は子ども・子育て支援の新しい制度ができて、幼保連携が必要だと。そのために今後は幼稚園、保育所が連携した認定こども園とか、そういう新しい政策が必要だということがございまして、そのための推進室、対策室をきちんと設けて、窓口が幼稚園へ行ったり、保育所の窓口で別々ではなくて、一体的な施設もつくるものですから、担当も一体として置いて、その対策室の室長もきちんと置いて、責任者を置いて体制を整えていこうということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 この子育て支援の新制度は以前からわかる内容なんですよね。なぜことしになってそういう課を設置するのかちょっと不思議でならないんですが、これは何年に制度は国会のほうで制定されているのか、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

子ども・子育て支援法は平成24年に施行されております。この関係で各市町村で子ども支援に関する総合的な計画を立てていくことで、その計画をもとに市町村における子育て支援策を展開していきます。この計画につきましては、各市町村の子ども・子育て会議を設置することが必須となっております、関係

機関、保護者代表の方々を今帰仁村では15名になりますけれども、その方々で今後の子育て支援を検討しているところではありますが、これにつきましては特にお子さんの保育所、幼稚園、保育と教育の部分が中心になりますけれども、今帰仁村も同様にその課題が非常に大きいものであります。現在、待機児童とか、そういったもののいろいろな問題がございますけれども、そういう子供たちの受け皿が大きな課題を占めておりますので、その辺の解決も含めて、これまで福祉と幼児教育の教育委員会と分かれていた部分がですね、まず1つになって、その政策を進めていくと。また、幼児教育と保育の部分の住民の窓口も一本化をしていくということも含めてですね、総合的なことを考えて今回の福祉部門の保育所部分につきましては教育委員会のほうへ席を移していくという形になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 ただいまの課長の説明のほうで大体理解できたので、質疑は終了しますが、ぜひともこの提案理由のように子ども・子育て支援のほうを拡充し充実するよう求めて、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第1号について質疑をします。同僚議員からも質疑がありますので、割愛・縮小して質疑をしたいと思います。この条例の提案に、上程に至るまでの経緯ですね。そのプロセスはどのようなプロセスを経て今回のこの時期に提案に至ったのか、細かな説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今のご質疑のありました、今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例に至った経緯ということでございますけれども、村では毎年、この行政改革推進ということで課長を中心にして議論をしております。その中で企画部門については国の新しい特命大臣もできまして、地方創生という新しいキーワードというんですか、地域づくりの新しいキーワードが国からも示された中で、村長の方針としましても、ぜひこの独自の計画をつくっていくためには、ぜひとも企画部門は強化していこうという方針がございました。それが1点ですね。

また、子ども・子育て新制度も新しい制度ということで、これまで厚労省、文科省等々の所管がありまして、それを取りまとめた総務省から新しい方針が出て、その中でですね、先ほどの質疑にもございましたように、もっと早く対応できなかったかという話もありましたけれども、新聞紙上でもございますように、どうしても、それをまとめた新しい方針が出るときが非常に右へ行ったり、左へ行ったり、非常に議論があったものですから、今回、幼保連携ということで窓口も一本化していこうという方針が決まりまして、この2点が主な過程といいますか、この議論の中で出たことでございます。あと、住民課にごみの減量化、環境衛生を持たせていくということも、福祉保健課から少し過重な事務分掌がありますので、これは分けていこうということがございまして、議論の中でありまして住民課に移管して、ごみ減量化を推進していこうということにしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの課長の答弁で、おおむね理解はしておりますけれども、私はこの条例に異を唱えているわけではないということを申し上げておきたいんですけれども、今言うこの時期なんで

すよ。課長の答弁によると特色ある、いわゆる村づくり。地方創生の特命大臣の設置であるとか、それに鑑みてとか、あるいは子育て支援の充実と拡充を図るという観点から、これは前から叫ばれていることであって、何もきょう、きのうの話ではないと思うんです。というのも、二、三年前ですか。議会のほうから、この課の設置は諮問があったというふうに記憶しています。その中で、前総務課長におかれましては、非常にいい提言をいただいたということで、あれからもう2年も3年もたって今回の上程というのはですね、ですから私は先ほどプロセスを聞いたんですよ。

いわゆる、村行政改革委員会が設置されているということで、何回機能しているのか、どういった議論がなされたのか。今月、もう3月ですよ。年度末ですよ。この条例が可決するのは3月24日。いまだに庁内においては内示も出されていない状況。そうですね。基本的には3月24日を待って、可決を待ってしか内示を出さない。そして新規採用においては通知が出せない。これがあるまじき適正なあれですか。もし仮に内示が出されていたら、南城市も出ていたように議会軽視と言われる状況も生まれるわけですよ。新聞にも目を通されたと思うんですけども、いわゆる前から条例の制定の流れは基本的にもう少し議会と意見交換もしながら上げるべきであって、特にもし村行政改革委員会が機能しているのであればですよ、そうであれば条例検討委員会をいろいろ立ち上げて、議会への説明。ある自治体においては大体2回ほど丁寧に説明をして、議会に説明をするということは、村民に対しての説明と同等と考えていいかと思うんですけども、そういう中で今回24日の可決を待って内示、あるいは人事異動を出す。そうしたら1週間しかないじゃないですか。4月1日までは。しかも4月には、村で三大イベントの18日にはマジックアワーを控えているわけですよね。ほとんどの職員が駆り出されて、駆り出されてという表現にはちょっと語弊があるかもしれませんが、その運営に当たるという中で、引き継ぎ等、いろいろこれは支障が出てくるということが考えられるわけですよ。

ですから、2年、3年前に我々いろいろ議会として提言したんですよ。そのとき、当時は謝花喜一郎企画部長が就任したというのもあって、特に企画は今後ジャンルが広い、幅が広いということで、創設も考えているというふうな回答もほぼいただいている中で、なぜ今議会なのかということなんですよ。そうであれば、12月議会が私は望ましいと思う。条例だけは制定しておいて。あるいは1月、2月の臨時会、そういう喫緊の課題だという認識があるのであれば、私はそういう姿をとるべきだと。さっきの議案第30号と合わせてもいいと思うんですよ。ただ1つだけで議会を招集するのに抵抗があるのであれば、そうじゃないですか、課長。職員のほうにも少しは耳を傾けてくださいよ。私は大変だと思いますよ。1週間で引き継ぎ、あるいは業務を遂行するということではですね、私は到底考えることではないものですから、その辺ですね、今どういう考えなのか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

時期の問題の議論だったと思うんですけども、確かにもっと早目にできないかということだと思いますが、まず企画財政部門は主幹を置きまして、総務課の中に置き2カ年を経過して2カ年目で企画財政課ということで独立しているような状況です。経緯はですね。その中で、どうしても増員とか、そういう採用の問題がございまして、12月、もっと早くできなかったかというのは事務的なものもございまして、そう

いう中で新年度になったら、新しい新年度にすぐマジックアワーRUNとか新しい行事がスタートするときに、いかがなものかということでございますけれども、このマジックアワーRUNについては、今、ずっと前課で、前の課で担当した者が4月18日もそのままやっ払いこうというルールづくりはつくっております。人事異動をしてもすぐに対応するんじゃないくて、異動する前の課で今、事務局と調整しているものをそのまま旧課のほうで担当はやっ払いこうというか、そういうルールづくりもしておりますので、特に支障を来すようなところはないかなと思います。ただ、引き継ぎについてもですね、今までの引き継ぎも4月に入ったから、もう引き継げないというものでもないし、その中できちんとするように職員にも指示します。それで内示をもっと早くできないかということもございますけれども、確かにこれは条例が先ですので、条例の議会の承認を得てから内示を出していきたいなというふうに思っております。新採用については、採用通知といいますか内示の通知は出しておりますので、その辺、ひと月前には新採用については支障のないような対策はきちんととっているつもりでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時22分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時23分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

もっと早く上程できなかったかというご指摘でございますけれども、その行革の議論というのは、各課からも要望がですね、10課ありますので、あらゆる議論があるわけです。ただいまある課においてはどうか、そういうものも酌みとりながら議論していくものですから、確かにそういう中でどういった結論を出すかというときには、なかなか一朝一夕というか、すぐぱっとここだけ決めるというふうにはしづらい部分がありまして、トータル的な議論も必要な部分もありますので、そういうものが今回は企画部門だけじゃなくて、もう1点、子ども・子育て支援とかそういう新しい支援に対する議論とか、また、ごみの減量化に向けての議論等々がございまして、そういう中で例えば1つの例を挙げますと、ごみの話をしますと、どこの課に位置づけようとか。また、子ども・子育ての窓口を一本化するためには、どの課がふさわしいのか、教育委員会がふさわしいのか、そういう議論も非常にありまして、企画の部分もないがしろにしているわけじゃないんですけど、トータル的な中でしないと人事配置とかに非常にかかわってくるものですから、そういうことで、その課題を総合的に判断したのがこういう結果になっておくれたというのが、ご指摘ではございますけれども、そういうふうにな年度の新しい体制を整えていこうという総合的な判断でやった次第でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ですから課長、総合的な判断がわかっているのであれば、もっと早目にこれは上程すべきだということなんです。前々からこの条例制定に至るまでは、もう少し丁寧に上程すべきだということで、私は村長に常々、議長時代から再三申し上げているわけでありまして。

特にですね、我々の頭をよぎるのは、この村長の政策の中で非常に行財政改革、いわゆる社会経済情勢が非常に変わってですね、それは理解できますけれども、その先入観が抜けられないんじゃないかというのが、私の頭をいつもよぎるわけですね。いわゆる行革イコール縮小という、もう時代じゃないんですよ。今

おっしゃるように法律も変わる、まさにおっしゃるとおり企画はジャンルが広すぎて膨大だと。しからは、なおさらもっと早目に俊足に対応すべきじゃないですか、課の創設は。全く整合性がない私は答弁としか捉えていませんよ。何もきのう、きょう、先ほどもお話ししていますけれども、行政、理事者側から議会のほうに来たわけですよ、3年前は。あの全員協議会は何だったのかと。非常にすばらしい提言をいただいて、それをぜひ今後反映させていきたいというのが当時の総務課長の言葉です。ですから、もう仮にですね今回、先ほどからこれは異を唱えるものではないんですけど、今後ですね、このような状態のあり方というのは、私は改めるべきだと。やはりもう少し丁寧にですね、ある意味では議会のほうに説明をする。あるいは、これは庁内への周知もどれぐらい行っているのか。末端の職員までですね。こんな3月に、これは副村長にもたしか12月の、農大の件で県の農水部長にお会いするときにも、私は12月、車中のなかですけれども副村長にも提言をして、課の増設は必要じゃないですかと。そのときの副村長の言葉も非常に前向き。非常に理解しているということで、12月に私は車中のなかではありましたが、しっかり提言をして県庁に赴いたわけですが、その中で、何もきのう、きょうの話でもないし、3年前のこの全員協議会も全く生かされていない。そういうことで、もう少しガバナンスをしっかりしていただきたいというのが私の意見なんです。

いわゆる、もう少し申し上げたいのは、検討委員会もしっかり流れをつくって議会にも説明をして、これはまさに駆け込みと言われてもいたし方ないですよ。そうじゃないですか、課長。議会は前向きですから、議会のほうから提言を受けたわけですから、前回も。そうであれば、これは真摯に受けとめて、早目の課の設置。特に村長ブレーンのほうからも、これは強化すべきだという声もあったわけですからね。なぜこれが即座に生かされないのか。これについては提案者である村長、やはり条例制定に至っては今後、いろいろ社会ニーズも変わってきていますし、村民の多様化する声もありますから、いろいろ出てくると思います。その辺ですね、もう少し議会の対応とパブリックコメントというんですか、村民への周知ですね、課長会なりにも、そういう方向性というのはしっかり私はお示しをすべきだというふうに考えていますけど、村長のほうから最後に答弁をいただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

企画課の設置、そして福祉保健課と教育委員会の幼保連携推進室、ごみの減量化という3つの問題がございまして、今回、条例案を提案しているわけですが、特に企画につきましては、前々から私も村長の考えを出しております。その中でですね、企画財政課をつくる場合に、企画財政と観光までも入れたほうがいいのか、いろいろあるわけですが、今回、それを一緒にやろうとするという問題がありまして、企画財政で進めていきたいということを申し上げて、今回の提案になっております。

その中で一番おくれた理由は、子ども・子育て新制度の中で子育て会議が非常に時間がかかりまして、その中で先ほど課長からも答弁がありましたけど、この対策室というか、これをつくった場合、どこにこれを設置したほうがいいのかと。保育所は福祉保健課、幼稚園は学校という中で、それはどうしたほうがいいのかというのも含めて時間がかかりまして、最終的には幼稚園は福祉保健課には持っていけないわけです。そういう意味では教育委員会の中に幼保連携推進室をつくるということが決定されましたけど、非常に議

論が沸騰してですね、なかなか決着がつかないような状況の中で、最終的には教育委員会にということがあってですね、私としては結構時間がかかったということがございます。

そしてもう1つは、ごみの問題。これについても福祉保健課がいいのか、住民課がいいかということがありまして、余りにも福祉保健課については多岐にわたっているという中で、環境問題については住民課ということでの今回の提案であります。ご指摘のようにですね、3月議会で提案されて最終日は24日ですので時間が足りないのかなということに対しては、もう少し間があったほうがいいということでは認識しております。それにつきましては今後、行革の中でももっとこうスピーディーにできる方向でやっていけるようにですね、やっていきたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番久田浩也議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 村長に答弁をいただいたわけなんですけれども、今、答弁されました幼保の幼稚園保育所問題、そしてごみ問題、環境問題ですね。非常にこれは喫緊の課題であると私も認識しております。

ですから、これはきのう、きょう始まった問題ではないですよということは再三申し上げているわけですよ。しっかりこれは先ほども言いましたように行政改革委員会を機能させてですね、しっかり課、担当課、あるいは課長の意見も吸い上げてですね、反映をしていってほしいというのが私の要望なんですよ。しからは、2年前の全協は何だったのかということにしかないわけであって、その辺はもう少し、これは村長の方針もしっかり長として、首長として、しっかり吸い上げて示す。そうであれば、私は2月の臨時議会においても条例だけは先に採決しておいて、そうすれば人事の面でも何も弊害は出てこないわけですよ。支障はないと言ってもですね、これはやってみないとわからないことであって、特に年度末、新年度というのは多忙を極める。余計に仕事が膨大になるんじゃないですか。仕事を減らすというんだったら、早目にこういうのは条例を設置して対応すべきだと。これが幹部の取るべきあるべき姿じゃないですか。今だに内示が出ないというのは、私も非常に不思議でならないですよ。民間では考えられないですね。よほどの左遷じゃない限り。これだけ百何十名もの人を動かすわけですから、それはもう少し危機感を持って、しっかり対応していただきたいというのが私の要望でありまして、それに対して村長、再度きちんとした答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

先ほども経緯については答弁したとおりでありますのでご理解をいただきたいと思いますが、条例の改正につきましては、もっと余裕を持って提案すべきだというふうには理解をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

要はもう少しスピード感を持ってというご指摘でございますので、その辺については真摯に受けとめてやっていきたいと思っております。上程のあり方も、もう少し丁寧な全協がということもご説明すべきだったなと、今後はそういうふうに丁寧にやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第3.「議案第2号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第4.「議案第3号 今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第5.「議案第4号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 議案第4号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について。

ページをめくりまして、第2条第2号中「93」を「71」に、同条第4号中「22」を「45」に改めるとあります。これは保育士等の異動だと認識しておりますが、細かな説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例の第2条ですね。ご指摘のとおり平成27年4月1日、新年度から幼保連携ということで、窓口を教育委員会に一本化するために、この担当と連携室を設置しますので、その下にあります幼稚園の保育士等々を含めて異動ということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 これは教育委員会の中に設置するんだと思いますけれども、子育て支援推進室だと思うんですけれども、この室長というのは課長クラスになるのでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

幼保連携推進室はですね、3名の職員で構成していきたいと思っております。室長はご指摘のとおり課長クラスということで、この幼保連携室を代表して対外的にも担当してもらおうということでございます。もう一人はこれから担当事務としましては認定こども園とか等々の新しい制度に対する計画担当ですね。で、3人いますので、もう一人は従来の保育士との関係ですね。保育所の管理をそのままやっていくということで今、計画をしているような状況です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ **3番 與那嶺 透君** 課長の説明で理解しました。これは新年度から子育て支援の制度が変わりまして、職員も大変だと思いますが、保護者が一番不安に感じているところでもありますので、ぜひとも強化を図ってやっていただきたいと思います。これで私の質疑は終わります。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 議案第4号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について。

第2条第2号中「93」を「71」に、同条第4号中「22」を「45」に改めるということでもありますけど、これについてですね、保育所の業務を教育委員会のほうに持っていくということでもありますけど、これについて今回、議案が配付されるまでに、議員の方々は誰も知らないわけですね。そういう情報がですね。村民も知らないわけです。この企画財政課のものもそうですけど、先ほども同僚議員からありましたけど、そういうことをやる場合には、なるべく早く村民に、あるいはまた議員にお知らせして、あるいは協議をしてやっていくということが必要だと思います。今回は全くびっくりしているわけですね。福祉保健課の業務を減らすための対策は考えているだろうというふうなことは思っていたわけなんですけど、そういうことで、今回のこれだけの機構改革をし、それから保育所の業務を教育委員会に持って行くと。定数を変えていくということについて、どうして情報公開をこんなにしてこなかったのか、そういうことは必要ないと思えるのか。全く村民、議会に対しての説明がなくて突然出てくるということ。そのあたりについて事前に3月定例議会といわずに骨格が固まらない中であっても12月定例議会の中の期間の中にでも説明を、こういうことを決定はしていないけれども、確定はしていないけど、そういう方向で考えていくという、そういう情報をちゃんと決まってからというのではなくて、今後、機構改革をしていく予定であります。幼稚園の業務について、保育所の業務について、環境衛生について、企画についてそういうことをこれからこういう議論を進めていくということとか、議会に情報公開、村民に情報公開をしていくべきだと思いますけど、それについて村長の見解を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 小那覇安隆総務課長。

○ **総務課長 小那覇安隆君** ただいまのご質疑にお答えします。

先ほどもありましたように、確かに全協、上程の仕方についてはですね今後、上程前に全協でお知らせするとか、そういうことは必要かと思えますけれども、ただ、骨格が決まらないうちに住民周知とかという場合が適切かどうかはもう少し議論が必要かなと思います。今回は国自体がですね、先ほども申し上げましたように厚労省、文科省、それを取りまとめた総務省というふうに、非常に議論もありまして、県のほうの方針もなかなか出るのが早くはなかったということもございまして、そこの中でどの時期が適切かどうかは、またこちらで、全体の中で協議していきたいなと思います。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 国とかの事情もあって、幼保連携の問題とかですね、ごみ問題とかいろいろあるとは思いますが、しかし、これについて全く議案配付の段階まで説明がなくて、あるいは議案配付をしてからも、きょうまでも全員協議会なりで説明がなされていないということについて、本当に危機感を持つべきだと思いますけど、情報公開を今後速やかに、あるいは前向きにやっていく考えはあるか、村長ご自身の決意をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

情報公開というか、議会に提案するときの説明のあり方についてでございますが、それについてはですね、やっぱり議会と行政との連携というか信頼関係含めてですね、個々の問題によりますけど、早目に提案の前に重要な事項につきましては説明をする必要があるというふうに思っております。全体的な情報公開につきましては、情報公開条例等もありますので、それに照らし合わせながら情報公開をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ぜひ前向きに捉えていただきたいと思います。今後、こういうことがある場合にはですね、ぜひ議会に対して事前に調整をすれば議会審議もスムーズに進みますし、またより村長も日頃からおっしゃっています村と議会は車の両輪とおっしゃっていますので、そういうことで、ぜひお互いで村を村当局と議会が支えて、村を引っ張っていくわけですから、ぜひそのような前向きな行動でやっていただきたいと思いますということを提案しまして、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第6.「議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第7.「議案第6号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第8.「議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第9.「議案第8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第8号について質疑をいたします。

議案第3号、4号、5号、6号、7号と提案理由の中で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるため、この議案を提出するとなっているわけですが、4月からですが、この一連の教育委員会の組織がどのように変わるのか。議案第5号から委員長の報償及び費用弁償にも出ていますけれども、委員というふうには改正案では出てないものですから、この辺はどのように変わっていかれるのか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

ご質疑の制度の改定に伴いまして、委員と教育長の法的な位置づけが変わってまいります。ただ、この法律の猶予期間といいますか、経過措置によりまして現行の教育長の任期中につきましては、現行制度をそのまま運用してまいります。その委員と教育長の身分の改定につきましては、次の教育長を任命、推薦するときに通常でしたら教育委員として推薦をして、その後に教育委員会を開いて、その互選の中で教育長が決定されるという流れになっておりますが、次回からの教育長の推薦については、最初から教育長として任命をするということになります。通常の委員は任期が4年間になりますが、次の教育長の任期は3年間に定められていきます。それが法の施行では4月1日からの施行なんです、現行の任期期間は現行を運用していくということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時54分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の答弁です、理解はできました。おっしゃるようになりますね、この新法というんですか、新法においては先ほど課長から答弁がありましたとおり、新しい教育長を村長が任命をしていくと。つまり、これまでは教育委員としての任命ということが、村長が教育長、そして村長が教育委員と両方任命権者として明確化されたということですね、新しい法律においては。そしてまた教育委員長と今後は教育長が一本化されていくということによって、これは教育委員としての組織が非常にこれも明確化されてきたと。大きな特徴が出てくると思うんです。まだ新しい体制はこれからだと思いますけれども、その体制をとって、この改正がどういうふうにこの教育行政に反映されるものと思っているのか。いわゆる、これまでの大変耳が痛い質疑になるかと思えますけれども、例えば権限の範囲が不明瞭だと。教育長と教育委員長とのこの狭間でですね。そしてまた非常にスピード感がない。先ほどもいろいろ私、指摘していますが、特に教育委員会としていろいろな社会構造の変化、いわゆるいじめ問題とかが出てきていますので、痛ましい事件も多々、まだ起きている状況の中そういうスピード感がないということと、非常にこのいじめがどこの学校でも、あるとは言いませんけれども、いじめ問題があった場合の隠ぺいに対する学校の問題。そういう問題が今、現教育行政には出てきているという状況、これは否めないと思うんですよ。本村においてもですね。そういう体質が新しい委員会制度をとった場合ですが、これはどういうふうに、例えば期待できることがあるものというふうに教育長として認識されているのか、その辺答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

ご存じのとおり、現行制度では教育委員長は教育委員会の責任者として統括する職となっています。ただ、非常勤としての職務でありまして、教育委員会の事務局の長である教育長とは別の役割があります。それを国も含めまして、より迅速な決断それから対応ができるようにということで、教育長と教育委員長の権限を一本化しまして、よりスムーズな対応、それから指導行政に生かせるようにということで、法制度が改革されたものと思います。それでですね、新制度では村長部局と総合教育会議が開催されますので、より予算の面においても連携しやすくなり、それから村長の方針等もうまく反映できるものと期待しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの教育長の答弁で、まさにそのとおりだと思います。これは教育行政も変わらず、行政においてもこれはスピード感、素早く対応していかなければならない問題が多あると思います。その辺をしっかりと新法においてですね、教育委員会として確立をしていってほしい。

ただ、やるのは2年後から新しい制度ということで解釈してよろしいわけですね。新しい教育委員長の任命からということにしかならないと思いますから。2年もブランクがあると、そういうふうに理解していいと思いますけれども、それでですね、非常に今、耳の痛い話もしましたけれども、本当に子供たちを巡る環境というのは、本当に日々変化して行って、この前も痛ましい事件も起きています。非常にこの教育行政が果たす役割というのも大きくなっていると思うんですけども、そこで今のように非常に時間がかかるスキームに対しては何もならないと。何の改正をしても意味がないというふうに理解をしているところであります。そして先ほど教育長としても村長が今後は任命していくということでもありますので、この辺ですね、やはりそういう教育行政を果たす責任のあり方が明確になると、これは村長が任命していくと、教育長としてですね。今までは委員として任命していたんですけど、やはり懸念されるのは政治的な中立性が図られるかというのは、今でも多くの自治体で懸念をされているところです。その辺ですね、村長として提案する側として、どういったお考えをお持ちなのか、その辺答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正でありまして、これは行政が関与できるものではないというふうに理解をしております。先ほどの質疑、答弁の中でですね、はっきり言えることは、村長部局とか村長の権限が強くなると。それともう一つは連携が、教育行政につきましては今の法律で相当守られていますので、なかなか村長が直接会話できないところもあるわけです。それが意味では風通しがよくなるということもありますけど、村長の意向がですね、政治的に村長というのは非常に政治的に判断するところがありますので、その辺は危惧されるのではないかとこのように考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番久田浩也議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま村長から答弁がありましたとおり、やはりこれは危惧されることだというふうに認識を申し上げてございます。それをしっかり払拭してですね、やはり教育現場においてこれは政治的な介入ということは望ましい部署ではないということです、それはしっかりやっていただきたいというふうに思っています。それで、今は目まぐるしく教育現場で非常に問題が出ている中で、これはやはり教育という場所においては、やはり人材をもって資源をなすと。村長の施政方針にもありますね。しっかりこれは、まさにこの人材こそ国の宝、あるいは村の宝でありますので、その辺をしっかりと教育は今後の今帰仁の将来も大きく左右するところでもありますので、北山学園プロジェクト、今回提唱もしている中で、しっかりとこの新法が現場の中で生かされてですね、教育行政の充実がしっかりと図られるようにですね、今後とも鋭意頑張ってくださいたいということをお願いして質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。(休憩時刻 午前11時02分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。(再開時刻 午前11時12分)

日程第10.「議案第9号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第11.「議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第12.「議案第11号 今帰仁村立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第13.「議案第12号 今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第12号 今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例の制定について。

提案理由、今帰仁村立幼稚園において、預かり保育を実施する必要があるため、この議案を提出しますということで、理由がありますけど、各幼稚園ですね、幼稚園児を預かるのは全員なのか、任意なのかお伺いします。それと、預かるのは月曜から金曜までなのか、時間帯は何時まで預かるのか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

平成27年4月1日から予定しています私立幼稚園における預かり保育の計画でございますが、預かる園児につきましては幼稚園、保育所、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、希望する園児は全て預かっていく方針としております。預かる日程につきましては、通常の学校開設日におきましては各幼稚園、月曜日から金曜日までは各幼稚園、3園で預かり保育を実施してまいります。また土曜日につきましては、若干の土曜日の利用者が減る見込みですので、今帰仁幼稚園のほうの1カ所で預かっていく方針としております。預かりの日程の時間なんですけど、通常の月曜日から金曜日でしたら12時までは幼稚園保育教育過程になりますので、その後、12時から平日は6時30分までの予定にしております。また、土曜日につきましては朝8時から5時半までを予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の答弁で大体わかりましたけど、ちょっと確認しながら質疑します。土曜日は今帰仁幼稚園ということで、1カ所で預かるということですけど、じゃあ、これは今帰仁幼稚園の職員だけで対応するのか、土曜日だけのときですね。また、各幼稚園のメンバーでローテーションを組んで対応していくのか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

午後の預かり保育に関しましては、預かり保育の職員を新規に雇う予定にしております。月曜日から土曜日まで対応しておりますので、5人を新規に雇いましてローテーションを組んで1年間預かっていく方向にしております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第12号について質疑いたします。

提案理由のほうに預かり保育を実施する必要があるためとありますが、なぜ必要があるんでしょうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

これまで村立の保育園では午後の預かり保育を実施しておりませんでした。今現在まではほとんど預かりの必要な子供たちに対しては村内の学童を利用しているのがほとんどです。それと合わせてといいますか、平成25年から導入しています放課後健全育成事業がございますけど、そちらのほうの対象が小学校1年生から6年生まで、小学生を対象にしている補助事業で学童を運営している事業所の運営費としての補助があります。実はこの運営補助事業の主旨からして、小学生と幼稚園児が混在して保育されるのは好ましい状況ではないと。事業の主旨からいって、小学生を対象にしているものに混在しては好ましくないということで、県のほうからの見解が示されておりまして、そうなってくると、その補助事業が導入できないと村内の学童の運営も厳しくなると。小学生の午後の行き場がなくなるという状況もありまして、混在させないためには、村の各幼稚園で預かり保育を実施していくほうが一番子ども・子育て支援のほうに当

たのではないかということで、村立の幼稚園で預かり保育を実施していくことにしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 次年度からスタートということなのですが、利用希望者のおおよその人数は把握できているかと思います。そしてまた教員の採用も以前は5名を採用するというふうにおっしゃっていましたが、現在、その利用希望者数と新規の教員の採用状況はどのようになっていますでしょうかお伺いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時21分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時22分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

預かり保育を希望している園児につきましては、平日の月曜日から金曜日までを希望している方が87名いらっしゃいます。土曜日につきましては42名の希望者がおります。それから、預かり保育の職員なのですが、5名を予定しております。ハローワーク、区長会への周知等をお願いしまして、現在、預かり保育職員としての意思表示があったものが5名おります。4名につきましては書類選考、面接も済んでおります。今週、あと1名の面接を予定しております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時23分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時24分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 利用希望者、平日が87名で土曜日が42名というんですが、この42名は平日の87名にも含まれているのか、この希望者。要は月曜日から土曜日までというふうな内容なのか。それと、預かり保育という言葉ですね。「預かり」というのをいつまで続けるのか、その辺の明確な答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時25分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時25分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず土曜日の人数の42名なのですが、平日87名の希望者のうちの内数として、そのうちの42名は土曜日も連続して預かりを希望しているという状況です。

それから「預かり」について、いつまで対応するのかということなのですが、次の施設整備によります認定こども園等の開設に至るまでの間、各幼稚園のほうで預かり保育を実施していく予定になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 ただいま認定保育園の施設が整備されるまでとおっしゃっていたんですが、それはいつまでに完成できるのか。それと人数なのですが、最大87名のようなんですが、これは長期、夏休み

とか長期休暇のときは今帰仁幼稚園1カ所で預かりををすると思うんですが、その人数、キャパですね。これは可能なのか。それと休み期間中の登園ですか、送り迎え、これは各自親御さんがやると思われるんですが、これをスクールバスとかが利用できないものなのか。子育てしやすい支援にそういったスクールバス、それも活用できないのか、その辺のお考えはないのか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

夏休みなどの小学校等が休みのときは今帰仁幼稚園のほうで、1園で預かることにしておりますが、その送迎につきましては保護者の協力により登園をお願いしたいと考えております。保育の区域としての今帰仁村の中央部に位置しておりますので、さほど通常の保育所等の利用形態からしても、保護者の皆さんにとってはそんなに大きな負担ではないのかなというふうに考えております。その旨、スクールバスの運行になりますとまた幼稚園児に合わせたバスの購入とか、人員配置とかということを考えますと、そういう施設といたしますか、整備も厳しいのかなというふうに考えております。87名の人員を1園で預かることについての施設の規模なんですけど、今帰仁幼稚園においては2つの教室と1つの遊戯室がありますので、そちらのほうで人員を配置すれば可能だというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 認定こども園の設置についてのご質疑にお答えいたします。

認定こども園につきましては、本村の抱える待機児童の問題、あと公立の施設の老朽化の問題もありまして、幼稚園・保育施設のあり方検討委員会ということで昨年、会議を行いました。その会議の意見のもとに、本村の子ども・子育て会議のほうへ幼稚園の施設のあり方について意見の答申をしたところ、3月の答申の結果、今後、待機児童施設のあり方についてのご意見をいただきまして、県、国の進める平成29年度末までの待機児童の解消のためには、公立の認定こども園の設置について望ましいのではないかという意見の答申をいただいております。そのためには住民のコンセンサスも得ながら進めていただきたいという意見もされておりましたので、平成27年度からその計画に基づいて平成30年度開園をめどに取り組んでいきたいということで考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時33分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 保育所の件についてお伺いします。

土曜日の預かり保育所の件ですが、新規に採用5名やるというのは、これは村内の人ですか、それとも村外の人ですか。それによってはまた交通費も全部出ますからね。それをお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

預かり保育の職員につきましては、5名中4名が村内でお一人村外がいらっしゃいます。ただ、賃金として雇いますので、交通費は発生いたしません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第12号について質疑をいたします。

同僚議員からも質疑がありますけれども、これは提案理由にもありますとおり、預かり保育も実施する必要がある。これは子ども・子育て支援法の施行に伴うための条例の提案だというふうに理解をしているところがございますけれども、そのページめぐりまして、保育料の減免、第4条(2)のその他特別の理由がある者。その他特別とはどういうことを指しているのか、そして6条においてもですね、村長がやむを得ない理由と。いろいろさまざまな理由が家庭にはあろうかと思えますけれども、その辺ですね、これまでの保育行政の中でそういったやむを得ない理由であるとか、特別な理由というものがあつたのかどうか、その辺答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

保育料の減免につきましては、4条のほうに載せております生活保護法の受給者世帯ですね。その他特別な理由というところになるんですが、そちらのほうは例えば各家庭の事情が考慮されますけど、急に片親で病気で入院されたとか、そういう、どうしても預かりの保育は必要である。ただ、生活的に厳しいというそういう状況が発生したりする場合には、その状況確認をして村長が判断するという方向性で考えております。

これまでの幼稚園における保育料の措置の中でやむを得ない理由というのは、特に私の記憶の中では今までその適用をしたことはないように覚えております。もしほかに想定されるのであれば検討していきたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時39分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時41分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただまのご質疑にお答えします。

6条に関連するやむを得ない理由として、あくまでも想定の中に入ってくると思いますが、例えば家庭での児童虐待の状況があるとか、どうしても親からそういうふうに離して生活しないといけない場合とかということも想定されますので、そういったものが第6条のほうにかかわってくるのかなというふうに考えられます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時41分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時46分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 これが争点ではなくて、ある意味5歳児保育、この保育行政については、これは沖縄県は特例であると。これは何年も前からこれは叫ばれていることでありましたが、何も先ほどからまた重複してまたいろいろ語弊が生まれたら困るんですけど、これもまた条例ももう少し早目に制定すべき。ほかの自治体も調べましたけれども、去年の9月あたりにはほとんど保護者の皆さんには周知、説明されているんですよ。今の今帰仁村の現状を見たら、非常にこれは父兄の満足度が高いという状況に私はないと思うんですね。ですから、その辺ですね、やはり今回も後手に回ったというのはこれはまた否めない。

那覇市あるいは名護市においても、これにいち早く取り組んで、そんなに混乱を招いている状況にないと思うんですよ。ですから近隣町村の状況も把握したうえで上程されているべきであって、特段早目に取り組んだ名護市の去年あたりから、一昨年あたりから調査あるいは評価をして、いかに行政というのは村民の満足度を高めるかというのに重きを置かないといけないと思うんですよ、私は。今、ずっと私もこの保護者の意見を聞いていると、非常に不満がまだ漂っている。そういう中で本当に保育行政は大丈夫かと。教育に重きを置く、いわゆる教育立村である今帰仁村が、本来であればもう少し先んじてですね、先に走って、名護市よりも。そういう体制を構築すべきじゃないかということなんですよ。今月中ですか、もう一度また保護者会を持たれる予定があると思うんですけども、やはりそれは2月の段階で既に終えて、3月の議会を待って、条例も本来であれば私は先ほども言ったように、2月、1月、12月そのあたりに焦点を置いてやるべきだと。

それと、先ほども総務課長からありましたけれども、行財政改革委員ですか、課長で委員会を募ってやると。今言う「あり方検討委員」宮里課長からありましたけれども、そういう委員がですね、本当にこれ、先ほども言いましたけれども、どういう協議を持って、この「あり方」ということは、しっかり方向性を示す、お示しすると。ある意味で重要決定機関だと思うんですよ。そこがしっかり定まらないことによって今回のこの時期というのは、どうしても私は余り納得がいかない。どうしても駆け込み的な条例提案としか私は解釈できないんですよ。本来であれば、本当に教育に重きを置く。もう少しここだけはですね、ここだけ特化してはいけないんですけども、条例提案はやはり説明、丁寧な説明、丁寧な提案をやはりここは心掛けるべきだと。その辺ですね、再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時49分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き質疑を続行します。新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは久田議員の質疑にお答えいたします。

沖縄県の幼稚園教育の特殊事情というお話もございました。県内の幼稚園に関してはですね、各公立小学校のほうに、ほとんど附属の幼稚園が併設している状況がございます。その沖縄県の特殊事情も踏まえまして、特に今帰仁村でも今帰仁村独自の特殊事情というのがございまして、それは今帰仁村は公立の幼稚園も、それから保育所も全て公立になっているという特殊事情がございます。大きな市ですと民間の保育所なり、それから私立幼稚園なりという施設があるんですが、今帰仁村はなかなか私立の民間が入ってこれなかったという事情もございまして、全て公立になっておりました。それで子ども・子育て新法の成立と同時に、幼稚園でも預かり保育をしなくてはいけないということになりましたので、4月からの準備を進めてまいりました。例えば本部町それから名護市、近隣の市町村においても、もともと幼稚園の預かりは以前からやっているところがございまして、今帰仁村はこれまで幼児教育については全て公立になっていくと。しかも待機児童の件もありますので、5歳児は全て幼稚園というふうな取り組みをしてきました。それで少し今帰仁村の預かり保育が他の市町村にくらべておくれたということになっております。

それから詳しい条例等に関しましては、課長のほうから答弁させますので、以上の沖縄県それから今帰

仁村の特殊事情についてはご理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ご質疑にお答えします。

幼稚園の預かり保育料条例に関しまして、第4条と第6条でございますが、4条で挙げているものが納入義務者が減免する場合の条項。生活保護法やその他の理由がある者ということで、あらかじめそういう生活困窮とか、そういうものがある場合に申請をさせていただいて減免する措置となっております。6条に関しては納入義務が発生といたしますか、納入をお願いして、その後に滞納があったときにはということになるわけですが、そのときに例えば、先ほども説明しましたが親の病気とかそういった状況があつて、やむを得ない状況がある場合に認めていくということにしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時33分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時35分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま教育長、担当課長から答弁をいただきまして概ね理解しています。私はこういう条例はタイミングなんですけれども早目に出して住民への説明があれば、決してこのような後手な対応にはならないと思うんです。先ほど来ですね、総務課長からもありました行財政改革のあり方検討委員会、この委員がどれぐらいの構成、何名の構成ですか。どういった議論を交わしてコンプライアンスの強化はどうするのか。こういう問題というのは随分前から新聞報道マスコミ等でも出てきています。特に特殊事情があると言えば、全協においての丁寧な説明、我々はパブリックコメントを反映され教育立村とその更なる確立を目指す、歴代の村長がずっとこれは取り組んでいるものもあるものですから、その辺が少し後手に回っているというのが少し、今回の上程も否めないという状況と捉えているわけです。その辺ですね、やはり今後こういう検討委員会、そういう中で提言がありますけれども、条例提案の場合です、自治基本条例というのがありますよね。そういうのも制定してですね、ある意味村民の参加型、いろいろな意見を集約する上においては、そういう条例を想定してですね、ある意味いろいろな住民サービスのスキームをつくって、そこで声を反映させれば、そういう後手に回らないような上程の仕方も今後そういうことも十分考えられるんじゃないかなというように思っているわけです。先ほど来の財政検討委員会のメンバーも言ってくださいよ。議論、どういふのが交わされたか。余りにももごもごして、少し尻込み感じるわけです、答弁において。しっかりこの辺は議論されてしかるべきだと思います。条例ですから。しかもこういう教育行政に一番力を入れている本村はですね。そういう条例制定においても、やはり今後はきちっと今帰仁村独自のですね、やはり今帰仁のことは今帰仁で決めていくと、先ほどのような特殊事情、それらを特色ある教育方針もですね、いわゆる北山学園構想のプロジェクトとしても予定しているわけですから、議論されているわけですから、そういうところに対してもですね、もう少し踏み込んで、もう少し住民や議会への周知、あるいは丁寧な説明をして上程していく、少しゆとりを持ってやらないと、仕事は膨大なんだけれども、当然こういう課題が出てくることからすると、もうあつぷあつぷじゃないですか、答弁は、段階的にやればそういうことにはならないと思いますよ。何も難しいことはない。一月前に。再度、こういう自治基本条例の制定のほうも提言しますけれども、そういうのも含めてもう少し

し住民参加型、そういうところも今後議論して、このあり方検討委員、あるいは行財政改革委員を機能させるためにもですね、住民参加型を呼びかけてですね、しかるべき有識者もおられると思いますから、その辺ですね、この方向性ですね。ぜひお示してください。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

久田議員から、今ご提言もございましたけど、確かに今回は新しい条例を制定する場合の全協での丁寧な説明というご指摘は、今後に生かしていきたいと思います。提言の中でありました住民参加型の条例制定というんですか、そういうことに関してはもう少し勉強もしなくてはいけないし、また、いろいろな意見を取り入れることがまたどういうふうに集約するかも非常に課題もあろうかと思えます。その辺はですね、村民意見というのはやっぱりそういうパブリックコメントというんですか、そういうものも、この条例があつて、またそこで議論をしていただくとか、そういう方法はいろいろあろうかと思えます。その辺についてももう少し課長会なり、少し勉強させていただきたいと思います。以上です

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番久田浩也議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長より答弁をいただいたわけですがけれども、やはりですね、非常にネガティブな答弁だったとしか思えないわけですよ。しからばですね、この行財政改革委員であるとか、そういうあり方検討委員というものをですね、もう少し明確に、どういった議論を交わしているのか。どういう方向性を定めているのかというのを堂々と答弁できてしかるべきだと思いますよ。それができていないから自治基本条例も制定をして、今帰仁のことはしっかり皆さんが議論して方向性を定めていくと。たしかこれは沖縄では八重瀬町がとり入れていますよ。ぜひ参考にして今後の上程のあり方、あるいはいわゆる委員の持っていき方をですね、しっかりこれは検討ではなくて前向きに、しっかり住民参加型と開かれた行政というをPRできると思いますよ。しっかりですね、すぐにでも取りかかって行政運営に当たっていただくことを要望して終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第14.「議案第13号 今帰仁村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 小学校、中学校から幼稚園が今度多くなるんですが、その辺の人員の対応等は別に問題ないのでしょうか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

給食センターでの人員の増については現在考えておりません。現職員の人数で対応可能だというふうに

考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第13号の件についてですが、給食センターは多分、夏休みの期間中は消毒とかいろいろ向こうの機械の掃除の消毒とかいろいろ仕事があったと思うんですよ。休み期間中は。これは夏休みもずっと使うものだから、本当に衛生面として大丈夫かお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

給食センターで配食する幼稚園、小学校、中学校の給食につきましては、通常の夏休み期間も同じように給食センターの給食の調理は休業いたします。質疑にもありましたとおり、夏休みはメンテナンスや職員の研修とかで休みになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 だから、大丈夫かと聞いているんですよ。夏休み期間中とか休みの日はメンテナンスでいろいろ整備するでしょう。そのときの弁当とか消毒とか、いろいろやるものですから研修等もあるでしょう。これは夏休みの期間中、幼稚園生はずっとやるわけよね。これも休みですか。休みなら休みで結構ですけど、じゃあ、これは間に合うのか間に合わないのか。メンテナンスとか結構向こうの掃除とかですね。これをお伺いしたいんですよ。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 夏休み期間中の給食センターの業務のあり方につきましては、ご指摘にあったとおり給食センターのメンテナンスや職員の研修等に充てます。幼稚園につきましては1園で預かりを実施していくわけなんですけど、夏休み期間中などのお昼につきましては、保護者によって弁当持参で預かり保育をしていくということで協力をお願いしているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第15.「議案第14号 今帰仁村学校給食費徴収に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第14号 今帰仁村学校給食費徴収に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由、幼稚園児の給食の実施に伴い、給食費の徴収が必要であるため、この議案を提出しますとありますけど、議案第12号の第2条、これは幼児1人につき月額5,000円とすると書かれておりますけど、この中に給食費、月額5,000円の中に含まれているのかどうかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

先ほどの預かり保育に係る月額5,000円の中に給食費が含まれているかというご質問なのですが、あくまでも保育料としての料金が5,000円でありまして、給食費は別途年額3万6,300円、月額にして約3,000円を予定しております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第16.「議案第15号 今帰仁村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第17.「議案第16号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第16号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

これは今帰仁村字上運天と今帰仁村字玉城の活動拠点でありますけど、電気水道料等、また衛生面の管理保守料とか、電気関係の保守料とか、そういう費用は地元の上運天区、玉城区で負担するのか、あるいは今帰仁村として一部負担する部分があるのかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 ただいまの質疑にお答えします。

実際今、上運天地区のほうは直に電気水道は全て地区のほうで負担をしています。今回、条例として提案しているのは、その後継続して進めている玉城地区のほうですね。今、工事を進めているところですね。それを去った補正予算に上げたのを、今回は若干時間がかかる繰り越しを予定してまして、さきにこの玉城地区のほうを追加するような議案になっています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。(休憩時刻 午後1時55分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。(再開時刻 午後1時55分)

當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 答弁漏れがありました。

先ほど上運天地区はそういう形、地元で負担することでやっています。それから建設中であります玉城地区に関してもそのような形になるというふうに予定して今進めている状況であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第16号について質疑いたしますが、上運天の施設は多分、指定管理者のような形で行っていると思われるんですが、玉城のほうもそういう形で、同等のように指定管理という形で管

理運営なされるんでしょうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 ただいまの質疑にお答えします。

同様な形で現場の状況を見ながら、また再度こういう指定をしましたら、案として議会に提案してですね、皆さんにお諮りしようというふうに計画しています。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 状況を確認しながらというふうな内容で理解してよろしいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時57分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時57分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第18.「議案第17号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第17号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですね。

こっちの使用料ですね、次のページの改正されたところのテニスコートですね。昼間は2倍ぐらいに改正されておりますけど、照明(ナイター)料金は1時間につき300円となっておりますけど、昼間については村内とか村外、別々にあるんですけど、ナイターについては村外の方でも同じ300円となるんですか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

夜間照明(ナイター)の料金でござますけれども、1時間300円ということでありまして、これは村内外ともに300円ということの設定でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第17号について質疑いたします。

軒並み使用料金が上がっているんですが、その根拠の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

一括交付金事業でですね、提案理由にございますように総合運動公園の施設機能強化事業により改修されましたナイターテニスコートでござますけれども、それを機に、やはり今は安く設定されているものですから、近隣市町村並みということで、使用料を上げていきたいと。これは自己財源確保でもござますけれども、ちなみに国頭村はテニスコート一面1時間、村内300円、これは一般ですね、大学生含めて。

村外が500円になっております。高校生以下は100円、村外も100円ということで設定されております。ちなみにナイターは村内外1時間500円ということになっております。名護市がですね、村内村外同じでありますけれども、一般大学生が300円、小学生・中学生が150円という設定になっております。あと照明ですけど、照明は300円ということで、近隣に合わせた使用料を設定したということでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 近隣の市町村に大体合わせたような形ということなんですが、昨年度で結構ですので、先ほど述べた使用料の各地域の自治体の使用料の年間使用料と村内の使用料、この辺のトータルを求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時01分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時02分)

上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

運動公園の使用料、平成25年度になりますけれども、トレーニング、体育館も含めてトータルで345万9,634円ということになっております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 次年度、この条例改定後の年間の予想額はどれほどになっているんでしょうか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時03分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時03分)

上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

平成27年度は幾らになるかということでございますけれども、今のところ試算は出しておりませんが、テニスコートがほとんど今まで使われていなかったので、何名入るかということは予想できない。一応、テニスだけでなくフットサルとかですね、ホッケー。こういうのも使用料に含まれますので、利用人数が上がるんじゃないかなと予想されます。今すぐ平成27年度の利用料金が幾らになるかというのはちょっと計算されておきませんので、もしよろしければ後ほど担当とも相談して提供したいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 議案第17号について質疑いたします。

サブグラウンド照明施設料1時間につき500円上がっておりますが、先ほど同僚議員からもありました上げる根拠と伺いますか、500円にした根拠。周辺市町村自治体とそろえたということではありますが、それであればですね村外をもう少し上げて、村内をもう少し安くするとか、そういうことはできなかったのか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

たびたび議員の皆様からも自己財源をどうするかということもございまして、安いほうに越したことはございせんけれども、やはりどうしても自己財源確保という面でこれは500円も値上げしているわけがありますけれども、やはり利用者に負担をしていただきたいと。そういうことで、根拠は実際にはないんですけれども、自己財源をどういうふうに確保していこうかということで、こういう500円の増というんですか、村内外500円増ということに設定いたしました。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時04分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時08分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第19.「議案第18号 今帰仁村立保育所設置条例の全部を改正する条例について」を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第18号 今帰仁村立保育所設置条例の全部を改正する条例について。

この条例は全部改正ということでありまして、全部改正の理由と申しますか、たくさんいろいろな改正があつてということだと思ふんですけど、その大幅改正という解釈ですけど、その理由についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

6番議員の吉田議員のおっしゃるとおり、今帰仁村保育所設置条例に関しましては、児童福祉法の改正、子ども・子育て支援法の制定などによって大幅な改正が生じております。ただし、その条例に関しての根拠に関してはですね、やはり一部は残さなければいけないというところもありまして、一部改正ではなく全面改正にしたところなんです。主な改正点になりますけれども、児童福祉法では「保育に欠ける児童」という表現がありましたけれども、それが「保育を必要とする児童」というように文言が変わっているということと、また保育の実施基準につきましては、条例の委任事項ではないので、それが削除されているというところでもあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時10分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時12分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第20.「議案第19号 今帰仁村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第21.「議案第20号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第20号について質疑いたします。

保育施設並びに特定地域型保育事業の保育料に関する条例とありますが、特定地域型保育事業の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

特定地域型保育と申しますのは、12月の議会にも上程いたしましたけれども、家庭的保育、事業所内保育等の小規模保育のことを指しております。その条例の特定教育保育施設というのもありますが、それに関しては現在の幼稚園・保育所と考えていただければと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 特定地域型保育事業等は家庭的…、休憩を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時14分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時15分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 特定地域型保育事業は細かく4つに分けられるようですが、村内にはこの4つを行っている箇所はあるのでしょうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

特定地域型保育事業所と申しますのは、19名以下の小規模保育が対象となりますが、その特定地域型保育というのは認可事業所というようなくりになります。現在、村内には預かり保育的な個人で行っている事業所も何件かございますけれども、いわゆる特定地域型保育の類似事業ということで考えていただければよろしいかと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 答弁が大丈夫でありましたら答弁を求めたいと思うんですが、今後この事業が申請等などがあつた場合には、村としてはどのような協力体制で臨んでいくのか、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいま本村の保育、幼児教育事情に対しては待機児童がいるということで、非常に大きな課題となっています。特にゼロ歳児から2歳児に関しての待機児童がこれまで慢性的にありました。そういったお子さんを、そのようなお子さんを受け入れる施設が特定地域型保育事業が中心を担っているというところでもあります。そういった事業に関しては、今後、平成27年度からは村が確認をして認可していくという方向であります。もちろんそのためには保育施設を認可を受けるための基準が

ございまして、その基準に合致しているということで確認ができるのであれば、特定地域型保育事業の実施を認める施設という形で認可するという形になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ただいまの議案ですけど、19名以下の場合、事業所を想定していますか、このあたりは。そのあたりはいかがでしょうか。事業所が行う、例えば福祉関係の施設とかが運営する、あるいは病院とかが運営する保育所について、これからたしか国では認可保育所として進めようということですけど、それもこれの中に入っているのかどうかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

6番吉田議員の質疑にありましたけれども、これは事業所だけではなくてですね、一個人も含めてなんですけれども、小規模保育を実施していきたいという組織、個人団体がありましたら、その認可基準に合わせて認可していくというところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 この小規模の中に1対1とか家庭の家庭内保育のものがあありますが、そのあたりで村内から、たしかご相談があったような気もしますが、そういうご相談は現在ありますか。事業所並びに事業所からの相談等も。もう1つは家庭的保育あるいは1対1の保育ですね。そういうことについて認可を受けたいというご相談を福祉保健課のほうに村内からあったかに思いますけど、それがありましたかどうかお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

家庭内保育、1対1の保育についてはですね、非常に重度の障害を持ったお子さんとかですね、施設での集団での保育ができないお子さんが主な対象になりますけど、その家庭内保育についてのお話はまだありません。ただし、事業所内保育所に関する企業内の従業員のお子さんをお預かりする保育所の認可保育所の申請については、お話が県を通してありました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第22.「議案第21号 今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第21号 今帰仁村すこやか子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についてですけど、次のページの第3条中のところに、「1人につき5万円」を「第1子2万円、第2子3万円、第3子7万円、第4子10万円」ということになっているんですけど、ここの上のほうに村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、給食費、住宅使用料、保育料等でこれらのうち一つでも未納があ

る場合は完納後に交付をするということでありまして、未納があった場合もraitakute、もらえる状況にあるけどもらえないということだと思っております、これは完納するまでもらう権利のある方は、このお金が翌年までももらえるかどうかですね、過年度分を払ったときとか。また、これが未納の方は、このお金で相殺する予定もあるのかですね。この支給、交付金で未納額を払わせる方法ですね、いろいろ滞納とかございますので、そういう方法も今後はとるのかですね。前年度分、過年度分ですねとか、いろいろ税金とか未納がいっぱいありますのでね、村内でも。どういう方法でこの未納の方に完納後の交付を促すか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

この今帰仁村すこやか子育て支援金の支給事業に関しては、財源に関しても村単独の事業でございます。子供の出生に合わせてその支援を行うための給付事業でありますけれども、これまでの金額に関しては1人当たり5万円という形で行ってまいりましたが、今後につきましては多子世帯に比重を、増額を行うような条例改正になっております。お話のありました村民税、健康保険税、それぞれの未納金がある場合には完納後の交付ということでありまして、先ほどお話ししましたように村独自の単独費用を使った事業でありまして、税金からの捻出という形もありますので、そのような形で完納後にお支払いするという形のほうが、住民のほうにもご理解を得られるのではないかとこのところでございます。期限に関しては、これまで出生後90日、3カ月間ということでありましたが、その辺のところも期限を延ばして6カ月、出生後6カ月を経過した日から、さらに6カ月間が申請という形になります。そういう形で未納がある世帯に関してはできるだけ完納できるような猶予期限を延ばしているというところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 今、課長の答弁で最高は6カ月間と、請求期間ですね。これを過ぎても完納できない場合は、この支援金はいただけないということだと思っておりますので、これは村独自の支援金ということでありまして、今後何年間、大体継続していく予定なのかですね。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

この事業に関しては子ども・子育ての支援にかかわる大きな事業でありますので、今のところ継続していくことで考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第21号について質疑をしたいと思っております。

今、提案理由の中にすこやか子育て支援金の額の改正に伴いこの条例を提出するということでもありますけれども、特に今、注視したいのは第3条中のこれまでは「対象児1人につき5万円とする」を「第1子は2万円、第2子は3万円、第3子は7万円、第4子は10万円を交付していく」ということでもありますけれども、これは課長の先ほどの答弁でもありましたように、狙いは多子世帯を対象にしているということですが、これは従来から国の最大施策でもありまして、この少子化問題、ずっとこういう施策を講じているわけですが、なかなか子供がふえない実情というのは変わらないわけですね。そこで本村に

おいて今現在の出生率ですね、平均何点、私は2.3ぐらいじゃないかなというふうに理解をしていますけど、今の実情ですね。子供の出生率ですね、今はどれぐらいの数値を示しているのか、大体概算でいいですよ。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

本村の正確な出生率は今手持ちの資料にないので、細かい数字まではお伝えできませんけれども、2%を若干超えていると。全国に比べるともちろん高い。県内においてもですね、高いほうに位置しているということで認識しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の答弁で、確かに2.3あたりが大体、この数値からほとんど変わっていないわけですよ、数字が。ということは、なかなか第3子を産みきれないというのが今の本村の、あるいは県内においても、国内においても実情だと思うんですよ。例えばこれ、もらえるのは大変ありがたいんですけども、やはりもう少しですね、子育てできるような環境、そこに重きを置いて政策を講じていくというのが、もうこれは何十年も続いて少子化が一向にとどまる心配が今ないわけですよ。その辺はやっぱりもう少し本村においても特色のある子育て環境を打ち出すべき。10万円、なかなかこれは4子なんて夢のまた夢だというふうに思っておりますけれども、その辺ですね、この第3子、第4子を出産するという実現性に向けて、大きくこれは村長の政策にも左右されると思うんですけども、やっぱり環境づくり、子供を産み育てる。昔は5人、6人は当たり前だったが、今は本当に3人というのが珍しいぐらいですね。やはり第3子に向けて、第3子も私は10万円にすべきだったんじゃないかなと思いますけど、私の個人的な意見ですが。なかなか4子なんて今は聞かないような社会情勢ですので、その辺は村長、やっぱり環境づくりですね、そういう大きな思いがありましたら村長の答弁をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

少子高齢化というのはなかなか難しい問題がありまして、これにつきましては市町村も頑張る、国も頑張ってもらわないとですね、簡単には少子化の対策はできないというふうに思っております。それを国も今の状況というのを非常に心配して地方創生というのか、戦略会議というのか、そういう計画を立てて国も市町村も頑張っていくということだと思いますけれども、ただ今のこの今帰仁村のすこやか子育て支援についてはですね、これは村民に対しても村外の皆さんに対しても、やっぱりある意味で発信するというのが大事だということを考えております。これは10年前にこの制度ができました。ちょうど10年経過しておりますので、今の状況の中でこれはどうしたほうがいいのかということで議論をして、財政の関係もありますので今提案している金額になっております。これは今後、子育て環境、先ほどから条例も提案されている、この認定こども園とかいろいろなことを含めてですね、これは一体ですので、今後、若い人たちが住みやすい、そして移住者でも今帰仁村なら移住してもいいなという環境づくりをつくっていききたいなというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 村長より答弁を賜りましたが、やはりおっしゃるように、本当にこれは国、県と連携をしてですね、今、村長からも出ましたけれども地方創生、やはり今後はどうしても特色ある地方を出さないと環境づくりはできないと思うんですよ。従来そのまま、ただ交付金を出す。支援金は大変ありがたいんですけども、そうしても第3子は産まないという状態は変わらないわけです。やはり今言う地方創生、私も大きな期待をしているところですので、ぜひ今後とも国、県としっかり連携をとってですね、村政運営に当たってもらいたいというふうに要望して終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。(休憩時刻 午後2時34分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。(再開時刻 午後2時45分)

日程第23.「議案第22号 今帰仁村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番 與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 議案第22号 今帰仁村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例についてですけれども、平成28年2月1日の施行ということであります。この間に住民に対しての周知方法とか、そういった具体的な計画があれば説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

この廃棄物減量化、ごみの有料化につきましては、廃棄物の抑制に伴うごみの減量化でございますけれども、やはり有料化にすると住民の方への多少なりとの負担が発生してきます。そのためにもですね、昨年からは住民説明会を行いながら、その意見等を踏まえて来年の2月1日から実施するという運びになっておりますけれども、今後ですね、その間までの間、さらに具体的なごみの排出方法、ルールなどそういう住民のごみ減量化に向けた意識の向上含めて話し合いをしていかなければいけないということで、再度、全字を回る住民説明会を行って周知徹底を図り協力をいただくという形で考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番 與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今、課長の答弁で大体わかりましたが、全村民にかかわることですので、これまでの出し方と変わること、変わらないことがあると思いますが、これについて今わかる時点で答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

変わらないことはですね、燃えるごみ、燃えないごみの各字での回収日、そういうものに関しては変わりません。また、燃えないごみに関しては、これまでどおりの大まかな5種分別で無料で回収します。変わることにつきましては、家庭ごみの燃えるごみと粗大ごみが有料化になるということです。燃えるご

みにつきましては、これまで家庭から出る残飯、紙類、中にはペットボトルなども混入しておりましたけれども、そういう燃えるごみの中にある資源ごみ、いわゆる循環型社会を構築していくための資源ごみ、再利用できるごみに関しては、別に資源ごみとして無料で回収していくと。簡単に言いますと、新聞紙や雑誌、紙類などにつきましては束ねて紙ひもで結んでいただきますと、これまでの燃えるごみではなくて無料で資源ごみとして回収します。また、燃えるごみに混ぜていたペットボトル類に関しても、きちんとペットボトルだけをまとめて出していただくと、これも資源ごみとして無料で回収します。いわゆる純然たる燃えるごみという部分につきましては、各家庭で減らせるのではないかと。いわゆる最終処理の清掃組合のほうで燃やしていくごみに関しては、自然的に減っていくだろうと。そのために機械の維持費とか燃料費、機械の耐用年数なども長くもつということで、住民に対してのメリットが大きいだろうというところで考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今の説明で理解いたしました。これから2月までまだ期間があると思いますが、全住民に周知徹底して理解してもらえるように努力をしていただきたいと。また、私たちもできる限りの協力をしていきたいと考えています。これで質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第22号の件についてお伺いします。

粗大ごみなんかは金が出ると言いますが、この前、テレビでやっていたんですけど、ごみを23種類に分けて、ペットボトルも。そうしたら1,500名の村が年間1,500万円ぐらい浮いているんですよ。ペットボトルとかいろいろなものを分別して。とるんじゃなくて、こういうぐあいに工夫もすべきじゃないかなという感じがするわけですけど、年間ローソンとか各地域の広いところに、大きいところに集中的に置いて、広げば。ここに置かせて、この粗大ごみとかいろいろなもの、さっき言ったように段ボール、新聞とかは出す。そしてペットボトルはペットボトル、アルミ缶はアルミ缶、スチールはスチール、こういうふうに出して、村の財政が1,500万円浮いているわけです。こういうことをテレビでやっていたんですけど、こういうところも勉強すべきじゃないかなと思うんですけども。そういうふうにすれば、かえって残飯とか油とか、いろいろな用途に使えるわけですよ。そういう考えはないかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質疑にお答えします。

與那嶺議員のおっしゃった循環型の社会の取り組みだと思えますけれども、非常にごみの資源化については、私どももそういう考えのもと、ごみの有料化に取り組んでいきたいと考えております。多種多様な分別をすることで、よりごみが減らせるのではないかといいところではありましたが、本村ではこれまでどおり資源ごみに関しては、これまでどおり各字のステーションでの回収を予定しております。

少し重複しますが、ペットボトル、紙類ですね、それとアルミ缶、鉄くず。実際リサイクルに回せるものに関しても指定をして、その日に回収していくというところです。お話のありました大きな店舗、ローソンとかそういうところへの増設ということもありますけれども、それに関しては企業努力のほうでしていただくという形で考えております。また、やはりそういった形で回収する場がふえると逆に監視

する体制も必要になってきますので、この辺は村民に合わせた形の適度な回収場所というんでしょうか、に限って実施したほうが効果的ではないかというところの考えを持っています。細分化につきましては、より細かく分けると非常にリサイクルにつながるかと思いますが、一方、ある市町村に関しては、分けすぎてしまって、かなりの経費が逆にかかるというところで、細かくというより必要な資源にかえられる部分にはもう少しコンパクトに種類を小さくというんでしょうか、5種類程度にとどめたほうが一番この資源化に向けても経費的な面につきましても、住民負担に関してもいいのではないかとということもありましたので、今帰仁村はこれまでどおり燃えないごみに関しては5種分別。ただし、資源ごみに関してはペットボトル、紙類、これにプラスして古布、布ですね。それに関しても資源ごみ化として無料で回収していくというところで考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 分類を少なくすれば、やっぱりコストは高くつくと思いますけど、分類を多くやれば、結局、炉も傷めないわけですね、ボイラーもね。焼くときに。この上着でもそう、古くなったら捨てるでしょう。これは切り込めば、機械の油ふきとか、こういうのに使うわけですよ。いろいろなものにね。だから、生ごみもEMを使ってですね、最終的には堆肥をつくっているんですよ。この部落はですね。各家庭から絶対生ごみも全然出ないというぐらいに、テレビでやっていて、これはいい考えだなと思ったんですけどね。やっぱりこれぐらいしないと、ただ今帰仁はこれだけやるという発想だけ持っていたらですね、これは試しだからやってみたらどうかと思うんですが、てんぷら油、あれは車も動かせるんですよ。ペットボトルのふたを溶かして石油をつくるんですよ。これも議員は研修に行きましたよ、見にですね。こういうのもいろいろなところで発想的にガラスも割って持っていけば名護のガラス工房でもらうわけですよ。こういう発想を持っておけば向こうが取りにくるんですよ。残飯でも何でも。有料化をやらなくてもここから売れるわけです。こういう発想まで持っていけないとできないと思いますよ。今、畑からのビニールハウスもそうでしょう。村が半分は負担しているんでしょう。あれでも石油できるんですよ。いろんな発想がありますよ、おもしろいぐらいの発想ができますよ、これ。今、友達がですね、パイプを粉砕してトン袋に入れて売りに行くんですよ。この機械は100万円ぐらいしますけど、自分でこうやって発想してつくっていくんですよ。なぜ村ができないということはないじゃないですか、これは。村民に50円とか幾らかで買わすより、集めてこの金で無料化すれば何でもできるんですよ。捨てるのはないです。私の考えはそうですけど、課長、もう一度こういう考えはテレビでやっていたから、インターネットで調べて勉強したほうがいいですよ。答弁を求めます。やるかやらないか。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

非常に先進的な前向きなご意見ありがとうございます。おっしゃるように豊かな環境を次の世代に残していくためにも、こういったごみの問題、やっぱり豊かになればなるほどごみも多様化していきます。そういう中で、今、いる人たちがどういう取り組みをしていくかということの中でですね、この減量化に向けた有料化というの、その減量化の中の取り組みの1つであります。おっしゃるように分別化をしてリサイクルをして、捨てるものをなるべく減らしていきましようという考えには非常に賛同しております。

それが村民に行き渡ることがよりよい環境を残すものだと思いますし、また、お話にありました家庭で出る残飯に関してはですね、やはり住民説明会でも意見がありました。これに関しては家庭菜園、自分の土地があればそこに埋めることによって環境をまた戻せるのではないかと、そういうところも賛同しております、村長のほうからもありましたけれども、これにつきましてはコンポストの各家庭の設置推奨。推奨ばかりではなくて今回は、新年度からはこのコンポストの代金の2分の1の補助も進めていくというところで考えております。やっぱりリサイクルに関しては、それぞれ一人一人の考え方です。ただ村がその部分の換金できる部分のごみを回収してお金にしてというところではなくて、各地域で子ども会であり婦人会であり、あと老人会であったり、そういう部分を集めて、それぞれが換金するような仕組み、取り組みを持つことがごみの減量化につながると考えていますので、ある意味では行政の役割、事業所の役割、村民の役割を責任を持って取り組めるような、そういう取り組みを全体で進めていかなければいけないかなと考えております。やはり行政が率先して行うのも大事ですけれども、こういう考え方を広げていくという形で、今年の住民説明会でも理解をしてもらうというところで考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 課長、一番越地がわかるんじゃないですか。子ども会が缶ビールとか空き缶、ペットボトルのふたを全部集めて、ちゃんと向こうに入れてやっているでしょう。あれがリサイクルですよ。環境整備ですよ。そうじゃないですか。越地はその点進んでいるんですよ。褒めたくないけど、これは本当のことだから褒めるんだけど、ああいうぐあいにやれば自然にごみというのは減っていきますよ。今、テレビでもそう。分解すれば、ちょっとだけ金が出る、銅が出る。あれもいろいろ分解をしてやれば金になるわけですよ。だから今、鉄くずを集めている方は冷蔵庫から電卓とか全部集めているでしょう。これも一つの資源環境のリサイクルですよ。こういうのを徹底して住民にアピールするのが行政でしょう。私はそう思いますけど、それをもうちょっと大幅に見てですね、多分、あの番組は日曜日の6時半からやっていたと思います。鍵を持って手渡しでやって、いろいろな番組のあれをやるんですよ。あれでやっていたんですけど、1,500名の村民がですよ、子供から大人まで全部がやっているわけです。それで、生ゴミは全部ポットに入れてEMを入れて堆肥をつくっているんですよ。家庭菜園にまく。だからゼロなんですよ。こういうのもアピールしてですね、ちょっとでも還元できるような政策をつくらないとボイラーが壊れますよ。あれは簡単に壊れますから。温度さえ上がればいつでもぽろっと落ちるんだから。だから、こういう工夫を村民に文書を流してアピールするかしないかですね、答弁を求めて終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

非常に参考になる意見、ありがとうございます。おっしゃるように村民全体で取り組まなければいけないと考えておりますので、今後また力を入れていきたいなと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 議案第22号に対して質疑いたします。

この条例の第19条第3項、村長は天災その他特別の事情があると認められるときは、規則に定めるところにより第1項に規定する手数料を減免することができるとありますが、少し前に今泊のほうで住民説明

会がありました。その際に台風後の葉っぱや木の枝などが大量に出ると。その際、今は近隣住民の方がボランティアとしていろんな道の掃除等を一生懸命頑張っておられます。これが有料化する前に、そういうごみは難儀した分、自分たちの手からお金として出ていくのかという質問があったんですけども、その辺を踏まえてこれは条例として認められるのかについて質疑いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

19条3項の規定になりますけれども、天災その他事情がある場合ですね、これに関しては大きな災害も含めてそうなんですけれども、火事とかで一部罹災した場合ですね、そういうごみが出る場合にも特別に免除していく必要があるのではないかとこのところなんです。ボランティアごみに関してはですね、住民説明会でもお話しておりますけれども、各字の団体長、区長等からの申請がありましたら、その分のごみの袋に関しては無償で提供していくというところでお答えしております。ただ、今一時的に大量に出るこの台風時におけるごみに関してはですね、現在この処理方法に関して、本部町との一部事務組合もかかわっておりますので、そちらとの協議も必要になってくるのかなと考えております。この件については現在即答はできませんけれども、検討をさせていただく事項という形でこちらは考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 また台風に対してはですね、まだ未定だという部分がありますので、その辺はぜひしっかり前向きに考えていただいて、対応をしていただけたらと思います。結構、この辺に関しては年を召した方たちが時間を使ってやっている家庭が多いので、そういう方たちにぜひそういう負担のないような形でやっていただけたと思います。これを提案して質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第22号について質疑をしたいと思います。

今回、この条例上程に関しまして、大きな点はですね、いわゆる今回は可燃ごみの有料化に伴う上程だというふうに認識をしているところでありますけれども、現在、各字ごとに住民説明会を行っているところというふうに答弁の中でもありましたけれども、今現在ですね、この住民説明会の中でいろいろ先ほどから言っていますパブリックコメント、住民の声というのがあると思います。いわゆるどういうところ、例えばこの可燃ごみを有料化にしてメリット、あるいはデメリットというのは1つしかないと思いますが、住民に少なからずとも負担の増を強いるというところは否めない、有料化に伴うことですから、その辺をどのように柱に説明会をして、どのような声が上がってきているのか。当然、メリットに関しては今、排出量の削減が提案理由の中にありますけれども、それもありますし、先ほどの課長からの答弁もリサイクルの推進という答弁もありました。それにもう一つは最終処分場の延命化といいますか、環境問題に合わせてこの処分場にも限りがありますので機械としてもですね。それも1つのメリットではないのかなというふうに理解をしているところでありますけれども、それにあわせて今コンセンサスを得るという中で、大変鋭意努力されてきていると思いますけれども、なぜ平成28年2月にこの施行を置いたのか。その辺の明確な答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時11分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後3時11分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの久田議員のご質疑にお答えいたします。

パブリックコメントに関してはですね、今帰仁村のごみの減量化に対する考え方について、住民意見を昨年の10月1日から1カ月間意見公募を行いました。その結果、5名の方が意見を出しております。中にはですね、台風時の木の葉、こういったものに関してはできるだけ自分の敷地内で燃やすことができないかとか、あと、集落内のごみのステーションについてのカラスの対応とかですね。また、ごみの有料化には非常に理解していると、ただし住民周知が、今後時間をかけた住民周知が必要じゃないかというところもありました。ただ中には反対の意見もやはりありまして、有料化する前にもう少し減量化にも取り組んでいくべきではないかという中のお話もありました。5件というのはですね、若干少ないのかなとは思いますが、行政側としましては全宇にわたって住民説明会を行って、その中でも質疑応答を繰り返しております。この内容については村のホームページに掲載しております、全宇の回答をした文書も載せておりますのでごらんになっていただきたいと思っております。そういった意見も踏まえて、先ほどはお話が8番議員の與那嶺議員からもありましたけれども、コンポストの利用、助成について。また、ごみ袋の色の変更、一目見て燃えるごみ、有料袋とわかるような対応をしながらカラス対策もできるようなところの意見も出ております。このような部分の住民からの意見を少し取り入れた中で、これまで持っていた行政の案を改善していきつつ住民に周知を図るためには、今回の10月に予定しておりました実施につきましては、まだ時間不足ではないかというところでございました。これは両市町村の村長がごみ減量化、本部町・今帰仁村のごみ減量化検討会からの意見を踏まえて、翌年の4月ではなくて、極力答申の意見も反映して来年ではなくて2月1日ということに決定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の答弁でおおむね理解はしているところです。この可燃ごみの有料化についてでありますけれども、これは前にも可燃ごみと不燃のごみ、赤いシールと青い、緑か何か記憶にあるんですけども、あのごみ袋もこれは生かされていくんですか。あのとときのものが今どうなっているのかですね。というのも、あのとときも非常にこのごみ問題、これは21世紀にかかる大きな問題だということで、非常にこれは村民にとっても周知をして、このごみ問題をどう方向づけていくかということで、導入を取り入れたところであると思うんですけども、これがある意味立ち消えになっているような状況で、今後例えば可燃ごみの有料化にしてもですね、これは村民に対しての意識づけがしっかりしていけないと、また立ち消えになる可能性だって無きにしも非ずなんですよね。というのも、徹底して前にごみステーションにおいて、分別するときに警告シールを張られて、収集される方が持って行かなかったという経緯があるんですけども、しかしながら置いた方の特定ができないままずっと置かれているわけですね。先ほども同僚議員と話をしましたけれども、その近隣の住民は悪臭であるとか、あるいは野良猫、カラスがまたやって来て、もう惨たんたる状況になるのを踏まえて、あとは行政側が根負けをして捨っていくという、こういう悪循環が見られた経緯もあるものですから、その辺はしっかり、いわゆる今、住民説明会でこれは徹底して、意識の改革がない限り、この住民の負担増も本当に大きな負担になり得る可能性だってあり

ますし、ですから、もう少し平成28年以降の施行を置いたということは、そういうことも踏まえてのことなのか。いわゆる取り方になると条例は早目にこれは、これだけはまた早いんですよね。さっきは駆け込みでやるところもありますし、これだけは早目に制定をしていて条例ありきでこれを進めていくという感も否めないわけでありまして、その辺はですね、やっぱりしっかり村民との対話、会話、平成28年の導入ですから、2月の。そこはしっかりやっていく必要があるんじゃないかと。

それと台風、あるいは地域のボランティア活動に出て、それに伴うごみの排出もありますから、その辺を確かに身銭を切って出すこの所在ですね、その辺もしっかりクリアする大きな課題ではないのかなと。これもですね、いわゆる字の地域のアザブー、ボランティア活動に出てきたこのごみ袋もですね、それ用に作成するというのも一つの案だと思いますよ。ボランティア活動用に、あらかじめ公民館であるとか、申請に基づいてですね。そういうのもひとつ袋をつくっておけば、先ほど2番議員からありました身銭を切って自分たちから排出していかないといけないという、一つの方法ですよ。それもありますし、一番問題になっているのがですね、今言うごみステーションですよ。その管理といいますか、いわゆる一般廃棄物の収集運搬処分にかかるものは行政の責務であるわけですから、そこに出したときから行政の責任が生じてくる。

そうすると、例えば先ほど8番議員からも提言がありましたとおり、リサイクル、いわゆる今はもう不燃物のときには、もうほとんど社協が回る前に抜かれているような、いわゆる持ち去りですね。そういうところもありますし、しっかりその定義をつくってですね、ある意味ではこの持ち去り行為、それも大きな都会でも問題になっていますけれども、これも今回少し盛り込んでいく、あるいは盛り込めなくても議論の余地はあったのかなと。先ほど言うリサイクルをして、少しでも村民負担増を抑制するというのも一つの方法ですし、今はプラスチックも鉄も。というのも、アジアの市場の成長を背景にしたリサイクル資源が非常に高騰しているという背景もあるものですから、やはりそこも踏み込んで、先ほどの8番議員のヘルプするわけじゃないですけども、やっぱりそこは、すごく積み上げていくと大きなお金になりますから、その辺はやはりもう少し今後のごみのあり方というのはしっかり方向づけをですね、リサイクルも含めて。いわゆるごみステーションの管理、今言う警告シールを今後も張る計画があると思うんですけども、もし違反した場合は。それを少なからずなくすためにも、近隣住民は大変だと思うんですよ。悪臭あるいは野良猫、カラス対策とかですね、そういうのも含めると、まだまだこれは解決すべき課題というのが見えてくると思いますので、その辺ですね、課長も大変鋭意努力されて敬意を表しますけれども、少しそういうごみステーションの管理、あるいは警告シール、そういったもの。これもお金でしかシールはつくれませんからね。やはり少しでも支出を抑制する観点からもですね、その辺もう少し議論する余地を今後持つておられるのかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

まず初めに、以前、今現在でもあるんですけども、透明な袋に青色の文字で書かれている今帰仁村・本部町の共通したごみ袋。これは燃えないごみの袋です。また同じように透明な袋に赤い文字で書かれているのは燃えるごみという形です。これは平成10年を前後に導入したものでありまして、実は当初、ごみ

の回収につきましては黒いポリ袋、または青いポリ袋という形でごみ袋がいろいろな種類でごみ捨てを行っておりました。やはりその中にはですね、中の見えないごみ袋がありまして、その中に燃えるごみと燃えないごみが混入しているという事例がありまして、そのせいで焼却炉の傷みがある。維持修繕に費用がかかるというような問題がありました。本村、本部町も含めてなんですけれども、そういったことを改善するために、当初は透明な袋でしっかり中身がわかるようなごみの排出方法ですね。住民に周知していくために、今はこの袋を使ってきた経緯があります。この辺につきましては15年余りもたっておりますので、ある程度のごみの分別に関しては徹底できているのかなというところではあります。

ただし、このごみ袋に関しましては、実は製造費用と流通にかかる費用が課されているのみで、1枚14.7円ですかね、ぐらいの金額で販売されております。今後、この同様な大きさ、45リットルで14円ぐらいいなんですけれども、これをごみ処理費用を付加して30円で住民の方に販売をしていくというところでありまして、したがって、この今ある袋に関しては見直して、新しい袋をつくってごみの収集に当たっていくということで考えています。

それでは、このごみ袋は使えないかということ、これまでどおり燃えないものも入れられますし、燃えるものに関しては逆に資源ごみを入れていただくと、また資源ごみとして無償で回収するという方向で考えております。あと、持ち去り行為に関しましては、各々の住民説明会でもありました。やはりリサイクルできるもの、換金できるものに関しては出していくんですけれども、回収以前に第三者が持ち去っていくというところでもあります。これにつきましてはですね、出されたものに関してはある程度、村の財産というんでしょうか、換金できる資源ごみと考えておりますので、そういう行為があった場合には厳しくこちらから指導していくというところでもあります。

ただし、ごみステーションの数が余りにも膨大になりまして、常時、各地域のごみ集積場を監視することが不可能ですので、このステーションに関しては管理も含めて住民の目が一つの大きな監視の役割を果たすのであろうかというところでご理解をいただいて、集積する、1カ所に集める利便性も含めて今後、同様な方法で回収していきたいというところでお話をしておりますけれども、ただ、一向にこういう不法投棄が改善されない場合には、極力、戸別収集ですね、自宅前の収集についても検討していかなければいけないのではないかというところで、今、庁舎のほうでは検討中であります。ただし、パッカー車など大きな大型車両が入らない地域等の問題がありますので、もう少し煮詰めていかなければいけないのかなというところではあります。

ただ、これまでどおりステーションを希望する住民、地域があるのであればですね、その部分に関しても管理に関しては住民の方で行っていくと。そして捨てられたものの中身が特定できるものであれば、積極的にこちら行政としての役割なんですけれども、指導もしくは警察への届出等ですね。やっぱりしかるべき対応はとっていくということで考えております。というところでもよろしいでしょうか、以上です。

失礼いたしました。答弁漏れがありました。警告シールにつきましては、やはり出されたごみの分別がきちんとできていない場合、シールの中に理由が書き込めるようなシールがあつてですね、これは現在も正しいごみの出し方をしていないごみについては回収せずに、シールを張ってそのまま放置というところでも対応をとらせてもらっております。ごみの排出に関しては個人のモラルの件もありますので、そういう

取り組みを継続的に行うことで改善していけるのではないかとこのところも考えています。もちろんそれだけではなくて、広報、ホームページ、住民説明会などでも今後の村のごみの排出の方法については、しっかりと周知していきたいというふうに考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時30分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時30分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ボランティアごみ袋の別途作製の提言だと思えますけれども、これに関してはですね、ごみ袋を別途作成するとさらなる費用がかかるということもありまして、本村としては本部町と協議したところ、ボランティアごみに関しては有料ごみ袋を市町村のほうで買い上げをして、それを必要な分お配りするという方向で考えています。有料化につきましては、やはりこういった実施してみているいろいろな課題が出るかと思えますけれども、今後、そういう実施をしていながら変更していく部分については考えていきたいというところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長の答弁ですが、本当に理解できました。ぜひですね、このごみ問題、やはり一長一短で全てが構築できるような状況ではないというふうに思っておりますけれども、やはり村民一人一人がこのごみに対する意識を上げて行かなければ、これは解決できるような問題ではないと思えますし、さらに今回、村民に少なからず負担を強いていくわけですから、その辺しっかり今後の平成28年2月の施行に至るまでやっていって、このごみ問題が少しでも解消できるような形をとっていただきたいことを申し上げて質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第24.「議案第23号 土地の取得について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第23号について質疑いたします。

今帰仁城跡附シイナ城買上なんです、シイナ城は呉我山のほうだと思われるんですが、今後の整備計画等がありましたら答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑に答えいたします。

シイナ城に関してはですね、とりあえず買い上げをしておいて、これから諮って行ってそれ以降にまた整備していくと。とりあえず今の整備の計画はございません。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第25.「議案第24号 土地改良事業の施行について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 議案第24号 土地改良事業の施行についてです。

地区名が今帰仁西地区となっておりますけれども、西地区の場所、どの字なのかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。集落基盤整備事業ですが、今回は地区名が今帰仁西地区となっております。どの字かということでございますが、今泊、兼次、諸志地区ということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第26.「議案第25号 指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 議案第25号 指定管理者の指定について、幾つか質疑を行います。

まず1点目に、森林公園の管理ということで、今まで管理をしていた上間商店からですね、ナスクに委託先が変わるといふことなのかなと思いますけれども、その際ですね、例えば施設に破損箇所がある場合、トイレでありますとか、展望台横の遊具とかに破損の場所がある場合ですね、それは直して引き渡しをされるのかですね。それとも現状で引き渡しをされるのかお伺いします。

2点目に、昨年の実績でよろしいんですけれども、何名の方がその森林公園を利用されたのかというのと、3点目に展望台の右手になりますけれども、東屋のすぐ隣で今、消防無線の整備工事が行われております。看板には来年の3月23日までとかなり長期の工事と思われましてけれども、その間、かなりの台数の工事車両等の出入りが予想されるわけでございますけれども、森林公園利用者への安全対策はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず大きな施設の破損等ですね、維持管理に関する関係につきましては、村の財産ですので村負担ということになっております。あと、利用者の大まかな内容につきましては…、休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時38分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時40分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 平成25年4月から平成26年3月31までの指定管理者からの業務報告によりまして、2,196名の利用があったということでございます。それに基づいて積算が出されてきておりますので、平成27年度の事業運営としては、それに近い数字ですね。実績に近い数字を上げてきている状況です。

あと、消防等の安全管理につきましては、工事管理者等含めて乙羽岳森林公園の管理は経済課ですので、そこと利用に支障がないように重々安全管理に気をつけながら工事をしていただくようにやっていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 破損箇所につきましては村で大きなところは直すということで理解しましたけれども、実は私、昨日ですね、森林公園へ行ってまいりました。私どもも何年か前に管理していたという経験上、あの当時とはすごく変わっているなと思ったのがですね、アスファルトなんですよ。ひび割れが非常に多くなっています。それと特にキャンプ場へ下りる道路ですね。あれは右側は完全に地滑りを起こします。あれは昼間なら避けて通れますけれども、夜ならあれは落ちますよ、確実に。このところは認識されていましてでしょうか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず昨年までの管理者等含めてですね、その場所の管理状況がどうなっているか再三遊歩道とかを回った中で、そういったひび割れの状況は見ております。これについては今後どの程度の影響が出るか、土木の専門家とかと見ながら安全面に気をつけて、予算が必要であればまた早目に対応を考えていくようにしていきたいと思えます。まず謝名側の展望台の左側とか、ご指摘のところについても多少ひびが出てるように思いました。それについては早急に安全面を考えながら対応していきたいというふうに考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 ぜひ早急に対策をさせていただきたいと思えます。

また、参考程度でよろしいんですけども、無線塔がございますよね。場所的には非常に羽地内海も一望できるような景勝地につくることになっています。向こうを利用される方は、あの自然を目的にしている方がほとんどだと思っております。村は景観条例もつくったわけがございますので、どうにかもうちょっと目立たない方法はなかったのかなと私は思っております。例えばですね、QABの中継局の鉄塔がございますよね、赤いのが。あの鉄塔はですね、ここから見るとすぐわかるんですよ。ですが向こうの現場へ行きますと、なかなか見えないような立て方をされております。今は消防無線ということで住民の安心安全のためですのでもいたし方ないのかなと思えますけれども、これからまたさまざまな鉄塔が建つ可能性があったらですね、あれは森林公園としての価値はなくなるのかなと思っておりますので、ひとつそのところもご配慮いただきたいと思います。終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

消防無線の場所については、確かに議論がございました。本来は今のテレビ塔に共架できないかなという、そうしたら非常にスムーズにいくんじゃないかと。けど今、NHKを含めて、あれはOTV、RBCもそこから混線するということで、本来はそれよりも北側の遊具を置いている場所、あれも消防の手が挙がったんですね。けど向こうは非常に景観上も悪いと。おっしゃるとおりQABのところはそんな

に目立たないところなんですけれども、そうすると消防のほうから、県のほうからですね、国頭に向かつての無線とか、いろいろ要望がございまして、結局向こうの、村のここから見てはテレビ塔はその裏側になるから、目が届かないだろうということ、そういうことがありまして、村の防災行政無線をここに共架するという提案等々もございまして、議員おっしゃるように、今、住民の安全安心という部分との兼ね合いですね。と景観という部分は非常に議論があつて、そこに最終的に落ち着いたような状況でございました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時47分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時47分)

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻 午後 3 時48分)